

告 示

埼玉県告示第九百八十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド川越店

埼玉県川越市氷川町四十五 一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

- ・ 私道が払下げになったため、国道二五四号に接する緑地に、歩道を設置して頂きたい。

- ・ 敷地北側境界は、二メートル程度のフェンスとその外側（市道側）に生垣を設置して頂きたい。

- ・ 廃棄物保管施設及び廃棄家電置場は、当マンション側ではなく、東側敷地に移設して頂きたい。

- ・ 三階キュービクル及び室外機置場は、当マンションに面する北側から移設して頂きたい。

- ・ 建物北側の窓は、すべて曇りガラスにして頂きたい。

- ・ 荷さばき時間帯（特に朝の時間帯）を再検討して頂きたい。

二 縦覧期間

平成二十五年七月九日から平成二十五年八月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター